

玉名市の優遇措置

～企業進出のための万全の支援体制～

2019年4月
リニューアル!!

対象施設

- ① 製造業施設 ② 情報サービス業施設 ③ 運送業等施設 ④ 試験研究施設
⑤ 宿泊業施設 ⑥ 公衆浴場施設 ⑦ 研修施設 ⑧ コールセンター施設 ⑨ 観光施設

対象要件

※【】は、対象施設が②④⑨の場合

◎ 新設の場合

- ・ 投下固定資産総額（土地を除く）が**5,000万円以上【1,000万円以上】**で、かつ、従業員**5人以上【3人以上】**の新規雇用を伴う新設計画があること
- ・ 新設工事等の着手前に玉名市との立地協定を締結し、締結後**5年以内**に新設計画を完了すること

◎ 増設の場合

- ・ 投下固定資産総額（土地を除く）が**2,000万円以上【500万円以上】**で、かつ、従業員**3人以上【1人以上】**の新規雇用を伴う増設計画があること
- ・ 増設工事等の着工前に玉名市との立地協定を締結し、締結後**3年以内**に増設計画を完了すること

◎ 移設の場合

- ・ 投下固定資産総額（土地を除く）が**5,000万円以上【1,000万円以上】**で、かつ、**移設前の従業員数以上**を維持する移設計画があること
- ・ 移設工事等の着手前に玉名市との立地協定を締結し、締結後**5年以内**に移設計画を完了すること

◆ 固定資産税の課税免除

熊本県の承認を受けた地域経済牽引計画に基づく事業所等の新設等で、当該新設等に係る投下固定資産総額（土地を除く）が**2億円超**（農林漁業関連業種は**5,000万円超**）である場合に、**3年間**固定資産税の課税免除

◆ 設置奨励金

各年度の固定資産税額に下記の率を乗じた額を、奨励金として交付

区分	初年度	2年度	3年度
新設又は移設	100/100	80/100	60/100
増設	50/100	40/100	30/100

- ※限度額なしで、当該新設等につき1回限り
- ※上記の固定資産税課税免除の優遇措置を受けていない場合に限る

◆ 雇用奨励金 ～UPDATE～

1年以上常時雇用する市内居住の新規雇用正規従業員数に下記区分ごとの額を乗じた額を、奨励金として交付

区分	額
正規従業員（新規雇用）	50万円
正規従業員（配置転換）	30万円
非正規従業員	10万円

- ※限度額なしで、当該新設等につき1回限り
- ※障がい者又は女性を雇用した場合は、上記額にそれぞれ10万円を加算

◆ 用地取得奨励金 ～UPDATE～

事業所等の新設等のために取得した土地の取得価格の**30%**（1,000円未満切り捨て）を、奨励金として交付

- ※限度額2億円で、当該新設等につき1回限り
- ※市が指定する条件に適合した場合は、上記率を最大50%に変更

◆ 大型企業誘致促進奨励金 ～UPDATE～

投下固定資産総額（土地を除く）の**5%**（1,000円未満切り捨て）を、奨励金として交付

- ※限度額5億円で、当該企業につき1回限り
- ※当該新設又は移設に係る事業所等が工場立地法における特定工場に該当する場合に限る
- ※市が指定する条件に適合した場合は、上記率を最大30%に変更

◆ オフィス賃貸料補助金 ～NEW～

賃貸借契約により新設又は移設した事業所等の賃貸料の**50%**（1,000円未満切り捨て）を、**3年間**補助金として交付

- ※各年度限度額100万円で、当該新設又は移設につき1回限り
- ※当該新設又は移設に係る事業所等が情報処理・提供サービス業又はコールセンター業に該当する場合に限る

◆ 通信回線使用料補助金 ～NEW～

賃貸借契約により新設又は移設した事業所等において使用する通信回線使用料の**50%**（1,000円未満切り捨て）を、**3年間**補助金として交付

- ※各年度限度額100万円で、当該新設又は移設につき1回限り
- ※当該新設又は移設に係る事業所等が情報処理・提供サービス業又はコールセンター業に該当する場合に限る

◆ 合併処理浄化槽設置補助金 ～NEW～

公共下水道未整備地区に新設又は移設した事業所等において使用する合併処理浄化槽の設置費用の**3分の2**（1,000円未満切り捨て）を、補助金として交付

- ※限度額1,000万円で、当該新設又は移設につき1回限り

詳細

A c c e s s

アクセス

〔自動車利用〕

阿蘇くまもと空港	1時間30分
三池港	35分
熊本港	50分
福岡市	1時間30分(高速利用)
北九州市	2時間00分(高速利用)
大分市	2時間30分(高速利用)

〔新幹線利用(新玉名駅利用)〕

博多駅	40分
鹿児島中央駅	1時間20分
新大阪駅	3時間30分
名古屋駅	4時間20分

〔飛行機利用(阿蘇くまもと空港利用)〕

伊丹空港(大阪)	1時間15分
中部国際空港(愛知)	1時間25分
羽田空港(東京)	1時間40分



熊本県 玉名市

お問い合わせ先

〒865-0025 熊本県玉名市高瀬290番地 1
玉名商工会館 2階

産業経済部商工政策課企業立地推進室

TEL 0968-71-2065

FAX 0968-73-2220

E-mail : shoko@city.tamana.lg.jp

URL : <http://city.tamana.lg.jp/>